

鼓ヶ浦サンスポーツランド 多目的スポーツ広場 利 用 規 約

1. 施設の利用日時について

施設の利用は、1月5日から12月27日までの午前9時から午後5時までとする。 ※4月から9月の間は日没時間まで

2. 誓約書と登録証について

施設を利用する際、事前に誓約書に署名し、登録証の交付を受けなければならない。

3. 登録証の携帯について

施設利用中は登録証を携帯し、係員の要求があった場合には、提示しなければならない。

4. 中学生以下の者の利用について

中学生以下の者が利用する場合、保護者による誓約書への署名を受けなければならない。また、小学生以下の者が利用する場合は、利用中は必ず保護者が同伴しなければならない。